

事務連絡

令和2年6月8日

各市町村介護保険担当課長様
各広域連合介護保険担当課長様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

「介護保険最新情報 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報） Vol.836」の問5に関する取扱いについて

平素より県の高齢者福祉施策に運営にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。
標記の件について、別添のとおり他県での厚生労働省からの疑義回答を整理しましたので、業務の参考に願います。

介護保険最新情報 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報） Vol.836 厚生労働省老健局の通知より抜粋

問5 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅介護支援事業所において、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった等の場合は、居宅介護支援費の請求は可能か。

(答)

事業所において、モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていれば、新型コロナウイルス感染症の影響により、実際にサービス提供が行われなかつた場合であつても請求は可能である。

なお、具体的な請求にあたって、データの作成等において、個別の請求ソフト等による支障がある場合については、個別に各請求ソフト作成者に相談いただきたい。

また、今般の取扱いは新型コロナウイルス感染症の影響による場合に限つた取扱いであることから、新型コロナウイルス感染症により、サービスの利用実績が存在しないが、居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくことが必要である。

別添 厚生労働省回答（参考）

1. 「当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった等の場合」について、利用者の都合によりサービス提供の必要がなくなった場合と、事業所の都合によりサービス提供をしなくなった場合が考えられるが、どちらも「予定されていたサービス利用がなくなった」として請求可能か。

回答 新型コロナウイルス感染症に関わる理由であればどちらの場合も請求可能となる。

参考：愛知県高齢福祉課からの情報提供、茨城県筑西市ホームページ

2. 介護予防支援費及び介護予防・日常生活支援総合事業の支援費についても同様の扱いが可能か。

回答 介護予防支援費については可能である。介護予防・日常生活支援総合事業の支援費については市町村で判断されたい。

参考：愛知県高齢福祉課からの情報提供、茨城県筑西市ホームページ

3. 居宅介護支援費の請求対象は何月分からか。

回答 厚生労働省からの通知が5月に発出されているため、5月分から適用となる。

参考：愛知県高齢福祉課からの情報提供、茨城県筑西市ホームページ

4. 「当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった等の場合」とあるが、どこまでケアマネジメント業務を行った時点で「当初ケアプランで予定されていたサービス」として良いのか。

回答 モニタリングを行い、ケアプランを作成し、利用者の同意を得て、利用予定表を利用者及び事業所に渡し、「後はサービスを提供するだけ」という状態で、直前又は当日に利用をやめた場合は居宅介護支援費の請求が可能である。モニタリング時に利用者から利用しない旨を伝えられた場合は請求不可と考える。

なお、状況に応じた個別の具体的な基準は各市町村及び広域連合で判断されたい。

参考：愛知県豊田市ホームページ、茨城県筑西市ホームページ